

日本学生支援機構 貸与型 奨学金 適格認定基準について

学校は、あなたの学修状況や生活状況から、奨学生として採用された後も引き続き適格性を有しているか否か等を認定します。学業成績等に応じて奨学金継続にかかる必要な措置をとります。この認定を「適格認定」といいます。

「適格認定」結果によっては、奨学金の貸与が廃止、停止することがあります。

1. 適格認定の実施時期

毎年、12月～1月に「継続願」提出に伴う説明会を実施します。継続説明会に関する詳細は、各キャンパス学生支援グループの掲示板または、奨学金 Web ページを確認してください。なお、『説明会』への参加は必須になります。ただし、11月採用以降の採用月の方は、採用された年の説明会への参加は不要です。

2. 適格認定の3つの要素

適格認定は、次の3つの要素に基づき行われます。

要素	詳細
①人物	生活全般を通じて <u>態度・行動がふさわしく</u> 、奨学金の貸与には <u>返還義務が伴うことを自覚</u> し、かつ、将来良識のある社会人として活躍できる見込みがあること。
②学業	修業年限で <u>確実に卒業できる見込み</u> があること。 ※成績基準は裏面記載の「 <u>適格認定基準一覧</u> 」にてご確認ください。
③経済状況	修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められること。

3. 適格認定区分

適格認定は、次の区分に応じて行われます。

また、年度末の学修状況を元に次ページの適格認定基準に照らし合わせ、区分を判定します。

区分	詳細
①廃止	奨学金の交付を取りやめます（奨学生の資格を失います）。
②休止	1年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止します。ただし、停止の事由が継続している場合は、当該停止期間経過後1年を限定として学校が定める期間、停止を延長します。 ※「休学」「留年」の場合のみ
③警告	（ア）奨学金の交付を継続します。 （イ）学業成績が向上しない場合は、次回の適格認定時以後に奨学金の交付を停止または奨学生の資格を失わせることを警告し、指導します。
④継続	奨学金の交付を継続します。

※「廃止」「停止」の場合は、次年度4月以降の奨学金は振り込まれません。

文京学院大学 適格認定基準一覧(貸与奨学金)

		経営・外国語・人間			保健医療技術学部		
		1 年生	2 年生	3 年生	1 年生	2 年生	3 年生
廃止	累積での判定	0～9	0～34	0～79	該当なし		
	当年度での判定		0～9	0～9			
	他	連続 3 回目 停止該当者	連続 3 回目 停止該当者	連続 3 回目 停止該当者	連続 3 回目 停止該当者		
		復活届未提出者	復活届未提出者	復活届未提出者	復活届未提出者		
		継続願未提出	継続願未提出	継続願未提出	継続願未提出		
停止 (※1)	累積での判定	0～9	0～34	0～79	留年者		
	当年度での判定		0～9	0～9			
警告	累積での判定	10～29	35～59	80～89	該当なし		
	当年度での判定		10～29	10～29 ※2			
継続	累積での判定	30～	60～	90～	進級者		
	当年度での判定		30～	30～ ※2			

※1：「停止」は、学業成績は廃止該当者と同じであるが、当該学業成績がやむを得ない事由によるものであり、かつ、成業の見込がある者のみ該当。「停止」は2年連続まで適応。3年連続の場合は廃止。

※2：累計90単位以上であれば、単位数が達していなくても「警告」とはなりません。